

株 主 各 位

熊 本 県 山 鹿 市 鍋 田 178 番 地 1
株 式 会 社 L i b W o r k
代 表 取 締 役 社 長 瀬 口 力

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染拡大の懸念は継続している状況を鑑み、改めて、新型コロナウイルス感染防止に向けて、株主の皆様のご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、感染防止の観点から、本総会につきましては、極力、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をいただきますよう、強く推奨申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年9月28日（水曜日）午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年9月29日（木曜日）午後1時30分（午後0時30分受付開始）
2. 場 所 熊本市中央区東阿弥陀寺町2番地
ANAクラウンプラザホテル熊本ニュースカイ2階 平安の間
本年は、感染拡大防止のため、座席間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第25期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第25期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役8名選任の件
 - 第3号議案 監査役3名選任の件

以 上

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類、連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.libwork.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席の場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2022年9月29日（木曜日）午後1時30分

株主総会にご出席でない場合



▶ 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、行使期限までに到着するようご送付ください。

行使期限 2022年9月28日（水曜日）午後6時30分到着分まで



▶ インターネットによる議決権行使

次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、画面の案内に従って、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限 2022年9月28日（水曜日）午後6時30分入力分まで

2022年9月17日（土）午前5時～2022年9月20日（火）午前5時の間はウェブサイトのメンテナンス作業のため取扱い休止となります。

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

複数回にわたり議決権行使をされた場合の取り扱い

- ※ 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使といたします。
- ※ インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行使された内容を有効な議決権行使といたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使期限 2022年9月28日（水曜日）午後6時30分入力分まで

2022年9月17日（土）午前5時～2022年9月20日（火）午前5時の間はウェブサイトのメンテナンス作業のため取り扱い休止となります。

パソコンによる議決権行使

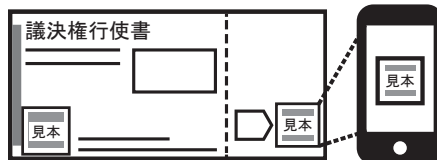
議決権行使ウェブサイト ▶▶▶ <https://www.e-sokai.jp>

スマートフォンによる議決権行使「スマート行使」

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。


※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

※ QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。



パソコンなどの操作方法に関するお問い合わせ先について

日本証券代行株式会社 代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル

 0120-707-743

（受付時間 9:00～21:00 土曜・日曜・祝日も受付）

ご注意事項

- ※ 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※ スマート行使による議決権行使は一回のみ可能です。一度議決権行使をした後で行使内容を変更される場合、パソコン向けサイトで「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログインしてください。（QRコードを再度読み取っていただくとパソコン向けサイトへアクセスできます。）

(提供書面)

事業報告

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が依然として残るなか、ワクチン接種の進展や各種政策の効果もあり、段階的な経済活動の再開に伴い景気持ち直しの動きが見られました。その一方、ロシアのウクライナ侵攻により、原油をはじめとする各種資源や穀物の価格高騰、流通の滞りが、物価の上昇や食料の供給制約へとつながり、下振れリスクとなりました。加えて、円安による海外からの調達価格の値上がりや国内の物価上昇につながるなど、依然として先行きは不透明な状況が続きました。

住宅業界におきましては、コロナ禍におけるテレワークの普及により、戸建住宅への関心が高まりました。住宅ローン減税の特例措置に係る駆け込み需要なども後押しし、堅調に推移したものの、変異株の蔓延による営業活動への影響やウッドショックをはじめとした住宅資材の不足と原材料価格の高騰から、受注動向は落ち着きはじめております。また国土交通省発表の2021年7月から2022年6月までの新設着工数（全国の持家）では274,895戸（前年比1.6%増）であり、7か月連続で減少と弱含んでいます。

当社グループはこのような環境の中、「VISION2030」に掲げた戸建プラットフォームへ邁進すべく、デジタルマーケティング戦略をさらに強化しました。Amazonのマーケットプレイス型の「e建売net」を開設し、新たに仲介事業を開始しました。続けて、電子カタログサイト「eマイホームnet」、住宅情報メディア「リブタイムズ（旧：家づくりオンライン）」を開設したほか、さらにAIがプラン提案する「マイホームロボ」を開設し、全国の工務店向けサブスクリプションサービスとして事業化しました。また、デジタルマーケティングにおける新規見込客獲得については「中期経営計画 NEXT STAGE 2023」のKPIである前年比150%増を上回り、前年比169.5%となり、好調であります。加えてYouTubeチャンネル「Lib Work ch」は総再生回数1,420万回を突破しました。まだ営業拠点のないエリアからも反響があり、受注に繋がっていることから新しい販売手法として定着したと考えています。

加えて、エリア拡大を進めました。東京都渋谷に東京オフィスを開設したほか、千葉市稲毛の住宅総合展示場に「千葉店」を開設し、関東圏への本格的営業を開始しました。また同時に顧客層の拡大および他社との強い差別化として、コラボレーション商品での出店をおこないました。前述の「千葉店」および九州最大級の住宅総合展示場に出展した「福岡マリナ通り店」の両店は、サザビーリーグ社とコラボレーションした「Afternoon tea HOUSE」を開設したほか、福岡では唯一となる「無印良品の家福岡店」を開設し、多くの来場を獲得しました。なお千葉店と福岡マリナ通り店は、出展している各総合展示場内において集客数1

位を維持し、マーケティング力を高く評価されております。

一方、住宅版SPAとなる主要5工種の内製化については2工種にて成功しているものの、世界的な新型コロナウイルス感染拡大の影響で、外国人実習生の導入が遅れたほか、ウッドショックをはじめとする住宅関連資材の高騰から、戸建住宅の粗利率は27.7%に留まりました。また事業成長のため、デジタルマーケティング投資、新拠点の拡大や積極的な人材採用等により、販売費及び一般管理費は膨らんでおります。

以上の結果、当連結会計年度におきましては、売上高は13,761,128千円（前期比46.3%増）、営業利益666,438千円（前期比36.9%増）、経常利益706,580千円（前期比21.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益444,581千円（前期比31.9%増）となりました。

事業別売上高

事業区分	第24期 (2021年6月期)		第25期 (当連結会計年度) (2022年6月期)		前期比増減	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	増減率 (%)
建築請負事業	6,890,927	73.3	8,510,476	61.8	1,619,548	23.5
不動産販売事業	2,294,088	24.4	4,884,398	35.5	2,590,310	112.9
その他	219,289	2.3	366,253	2.7	146,963	67.0
合計	9,404,305	100.0	13,761,128	100.0	4,356,822	46.3

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は328,039千円（土地、無形固定資産を含む）であり、その主なものは、新規出展の総合展示場（大分市、千葉市、福岡市西区）、無印良品の家福岡店常設展示場（福岡市西区）、マイホームロボシステム開発及び設計CADソフトの取得等であります。

(3) 資金調達状況

特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

区 分	第22期 (2019年6月期)	第23期 (2020年6月期)	第24期 (2021年6月期)	第25期 (当連結会計年度) (2022年6月期)
売上高(千円)	6,597,223	6,036,233	9,404,305	13,761,128
経常利益(千円)	573,754	195,806	582,751	706,580
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	391,248	137,171	336,938	444,581
1株当たり当期純利益(円)	19.31	6.47	15.69	19.85
総資産(千円)	3,475,130	3,143,616	7,604,797	7,620,581
純資産(千円)	1,961,248	1,795,008	3,371,774	3,400,502
1株当たり純資産額(円)	90.82	85.61	149.35	152.89

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
 3. 当社は、2020年1月1日付及び2020年10月1日付、2021年4月1日付で、それぞれ普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。
 4. 第24期より連結計算書類を作成しておりますので、第23期以前については、当社単体の数値を記載しております。なお、第23期以前の親会社株主に帰属する当期純利益については、当期純利益の金額を記載しております。
 5. 当連結会計年度より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
タクエーホーム株式会社	100,000千円	100.0%	宅地分譲及び分譲住宅販売等

(注) 当社の連結子会社は、「②重要な子会社の状況」に記載している1社であります。

③ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

住宅業界におきましては、コロナ禍におけるリモートワークの普及などによる戸建住宅への関心の高まりや住宅ローン減税の特例措置に係る駆け込み需要なども後押しし、堅調に推移しました。しかしながら住宅資材価格の高騰に伴う販売価格の上昇が受注や建物原価に悪影響を及ぼし、企業間の競争が一段と激化することが見込まれます。

このような事業環境のもと、当社グループでは「デジタルマーケティングをコアコンピタンスとする住宅テック企業」として戸建市場でのプラットフォームへの確立を目指して市場環境の変化や多様化するお客様のニーズにいち早く対応してまいります。また気候変動リスクへの取り組みは喫緊の課題であり当社グループも脱炭素社会に向けた取り組みを行ってまいります。具体的な課題に対しての取り組みは以下の通りです。

① 住宅資材高騰に対する対応

世界的なエネルギーをはじめとする物価高騰のあおりを受け住宅資材価格が高騰しておりますが、仕入れの安定及び供給の確保を最優先に取り組んでまいります。そのため仕入れルートの複数化に努めリスクヘッジを進めます。

② デジタルマーケティングの強化

いわゆるアフターコロナにおけるライフスタイルの変化に対応すべく、デジタル分野への投資を積極的に進めてまいります。デジタル集客の多様化を進めるべく、特にYouTubeチャンネルの育成・投資を推進し、一戸建て・新築・平屋・注文住宅等のカテゴリーでのトップチャンネルを目指してまいります。

③ 収益の安定化・多様化への取り組み

当社グループは戸建住宅事業をメインに事業を行っておりますが、今後はそこで培ったノウハウを生かしサブスクリプション型工務店支援サービス「マイホームロボ」事業や異業種コラボによるIPビジネスなどに取り組んでまいります。これにより収益の安定化・多様化を目指します。

④ 大工職人や協力施工業者の減少への対応

大工職人や協力施工業者の数は年々減少しており、今後不足することが予想されます。そこで当社では施工能力の向上を図るため各業種の自社内製化を進めてまいります。

⑤ 気候変動への取り組み

カーボンニュートラルに向けて当社グループではZEHの推進およびカーボンフットプリントへの取り組みを行ってまいります。

(7) 主要な事業内容 (2022年6月30日現在)

当社グループは、当社及び連結子会社1社の計2社で構成されており、e土地netやe注文住宅netなどのプラットフォームを運営しWebマーケティングを活用した、戸建住宅事業及び不動産販売事業を行っております。Webで効率的に集客することで集客コストを下げることによってコストパフォーマンスの高い家を提供しております。

(8) 主要な営業所 (2022年6月30日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 店	熊本県山鹿市鍋田178番地 1
サクラマチオフィス	熊本県熊本市中央区桜町 3 番10 サクラマチヒルズ 5 階
合志店	熊本県合志市竹迫字桜山2288番
無印良品の家 熊本店	熊本県熊本市北区植木町舞尾545番 8
八代店	熊本県八代市上片町1675番地 1
熊本南店	熊本県熊本市南区野田 3 丁目12番 6 号
荒尾店	熊本県荒尾市本井手1552番
浜線店	熊本県熊本市南区田井島1-13-10
大分店	大分県大分市大字勢家春日浦843-21
千葉店	千葉県千葉市稲毛区長沼町339-3
sketch福岡かすや店	福岡県糟屋郡粕屋町大字酒殿字老ノ木192-1
福岡マリナ通り店	福岡県福岡市西区愛宕 4 丁目21
無印良品の家 福岡店	福岡県福岡市西区福重 3 丁目37番 4 - 1 号

(注) 2022年6月30日現在、佐賀店は建替え中のため、上記主要な営業所から除外しております。

② 主要な子会社

名 称	所 在 地
タクエーホーム株式会社	本社 (神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町 3 丁目29番地 4 CRANE CORNER 7 階)

(9) 使用人の状況 (2022年6月30日現在)

①企業集団の従業員数

使用人数	前期末比増減
302(29)名	58名増(2名増)

(注) 使用人数は就業人員であり、パート社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の従業員数

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
275(25)名	53名増(1名増)	29.6歳	2.9年

(注) 使用人数は就業人員であり、パート社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2022年6月30日現在)

借入先	借入額(千円)
株式会社肥後銀行	376,050
株式会社横浜銀行	267,000
株式会社りそな銀行	247,950
株式会社熊本銀行	245,700
株式会社神奈川銀行	223,600
株式会社三菱UFJ銀行	70,000

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 会社の株式に関する事項 (2022年6月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 64,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 23,292,040株
- (3) 株主数 8,181名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 C S ホ ー ル デ ィ ン グ ス	8,086,040株	36.1%
瀬 口 力	2,569,900	11.5
瀬 口 悦 子	2,387,317	10.7
瀬 口 瑞 恵	640,000	2.9
L i b W o r k 従 業 員 持 株 会	467,700	2.1
井 手 尾 環	400,200	1.8
藤 樫 勇 気	238,100	1.1
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	186,400	0.8
酒 卷 英 雄	168,000	0.7
幸 の 国 木 材 工 業 株 式 会 社	127,000	0.6

(注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。当社は、自己株式を878,773株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 上記の株式会社日本カストディ銀行(信託口)は、当社従業員の当社業績や当社株式価値への意識を高めることにより業績向上を目指した業務遂行を一層促進するとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的としたインセンティブ・プランとして、「従業員向け株式交付信託」を導入したことによるものであります。なお、自己株式に従業員向け株式交付信託が所有する株式数は含まれておりません。

(5) 当事業年度中に当社役員に対し職務執行の対価として交付した株式の状況

当社は、当社の社外取締役を除く取締役に対し、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式数（株）	交付対象者数（人）
取締役（社外取締役を除く）	2,517	1
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告13頁「(5) 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

2. 上記以外の当社子会社の取締役1名に対して932株を交付しております。

(6) その他株式等に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

IV. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年6月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	瀬 口 力	タクエーホーム株式会社代表取締役社長
常 務 取 締 役	瀬 口 悦 子	営業部長
取 締 役	石 橋 荘 平	管理部長
取 締 役	大 山 重 敬	建築部管掌
取 締 役	松 村 伸 也	K&Pパートナーズ株式会社代表取締役社長
取 締 役	西 村 信 男	西村信男税理士事務所長
取 締 役	前 田 隆	株式会社トライアンド代表取締役 L I E N株式会社 (現 株式会社ボディコープ) 社外取 締役 株式会社フロンティア社外取締役 株式会社アクアネット広島社外取締役 株式会社エムビーエス社外取締役 (監査等委員)
取 締 役	杉 山 浩 司	スターティアホールディングス株式会社執行役員
常 勤 監 査 役	林 田 貴 文	
監 査 役	古 田 哲 朗	弁護士法人ふるた法律事務所代表弁護士
監 査 役	永 野 隆	永野公認会計士事務所長

- (注) 1. 取締役松村伸也氏、取締役西村信男氏、取締役前田隆氏及び取締役杉山浩司氏は、社外取締役であります。
2. 監査役は、全員社外監査役であります。
3. 監査役古田哲朗氏は、弁護士として、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役永野隆氏は、公認会計士として、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役松村伸也氏、取締役西村信男氏、取締役前田隆氏及び取締役杉山浩司氏並びに監査役全員を東京証券取引所並びに福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
6. 当事業年度中の取締役の退任は次のとおりであります。

異動時の地位・担当及び重要な兼職の状況	氏 名	退任事由	退 任 日
取締役管理部長	櫻井昭生	任期満了により退任	2021年9月28日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役、執行役員及び管理者の地位にある従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害賠償金や訴訟費用等を補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があり、これにより取締役等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

なお、保険料は全額を当社が負担しております。契約期間は1年であり、当該期間満了前に取締役会決議によりこれを更新する予定であります。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	107,737 (5,400)	107,737 (5,400)	— (—)	— (—)	9 (4)
監査役 (うち社外監査役)	11,625 (11,625)	11,625 (11,625)	— (—)	— (—)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	119,362 (17,025)	119,362 (17,025)	— (—)	— (—)	12 (7)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記報酬等の額には、以下のものが含まれております。
当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額3,562千円(取締役9名に対し3,337千円(うち社外取締役4名に対し0円)、監査役3名に対して225千円(うち社外監査役3名に対し225千円))。
3. 当事業年度末現在の人員は、取締役8名(うち、社外取締役4名)、監査役3名(うち社外監査役3名)であります。上記支給人員と相違しているのは、2021年9月28日開催の第24期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでいるためであります。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等の決定方針

当社は、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」(以下、「本方針」という)を取締役会の決議により定めております。当事業年度の取締役の個人別の報酬については、本方針に沿い、社外取締役で構成される任意の報酬検討委員会に原案を諮問し、同委員会が原案について本方針との整合を含めた多角的な検討を行い、その答申を反映したうえで取締役会の決議により決定していることから、本方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役の報酬は、2013年6月17日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません）とし、当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は3名（うち、社外取締役は0名）でした。また、業績連動型株式報酬は、2020年9月25日開催の第23期定時株主総会において、上記報酬額とは別枠で、取締役（社外取締役除く）に譲渡制限付株式を付与するために、年額40,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の社外取締役を除く取締役の員数は4名でした。その報酬限度額の範囲内で、各取締役の業績における貢献度等の諸般の事項を総合的に勘案して取締役会において決定されます。

但し、上記報酬限度額の変更又は報酬限度額を超える報酬を支給する場合には、報酬に係る議案を株主総会に上程し承認を受けるものとします。

なお、社外取締役については、業務執行から独立した立場であることから、基本報酬のみとしております。

当社の監査役の報酬は、2015年1月9日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。当時臨時株主総会終結時点の監査役の員数は3名でした。その報酬限度額の範囲内で、各監査役の責任に応じて監査役の協議により決定されます。

なお、監査役の報酬は、社外取締役と同様に業務執行から独立した立場であることから、基本報酬のみとしております。

【報酬等の種類等】

1. 基本報酬

基本報酬は、期待する責任、個人の経験等を考慮して報酬額を設定し、毎月現金で支給します。

2. 業績連動賞与

当社では、業績連動賞与を導入しておりません。

3. 非金銭報酬（業績連動型株式報酬）

業績連動型株式報酬は、企業価値の向上及びそれに伴うインセンティブプランとして、前年度連結営業利益を指標とし、譲渡制限付株式を毎年10月に支給します。業績連動型報酬の限度額は、2020年9月25日開催の第23期定時株主総会において、取締役（社外取締役除く）に譲渡制限付株式を付与するために、年額40,000千円と決議いただいております。なお、業績連動型株式報酬の算定指標として採用している算定方法等は以下のとおりとなります。

支給される株式数＝役位係数(ア)×業績係数(イ)

(ア) 役位係数

役職位	役位係数
取締役	12%

(注) 役付取締役を含め、全ての取締役（社外取締役除く）に共通する役位係数であります。

(イ) 業績係数

業績評価指標	業績係数
連結営業利益	0～100%

(注) 業績係数は、当社の第25期における連結営業利益の実績値666,438千円を基準とし、事業計画で定めた連結営業利益に対する達成率に応じて変動します。なお、第25期の業績連動型株式報酬は、当該連結営業利益の達成率を踏まえ支給いたしません。

4. 報酬等の割合に関する方針

報酬等の割合構成は、およそ基本報酬が89%、インセンティブとしての譲渡制限付株式付与を11%とし構成します。基本報酬は、期待する責任、個人の経験や同等の職業機会を考慮して報酬額を設定し、毎月現金で支給します。

- ハ. 社外役員が親会社等又は子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 取締役松村伸也氏は、K & P パートナーズ株式会社の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- 取締役西村信男氏は、西村信男税理士事務所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- 取締役前田隆氏は、株式会社トライアンド代表取締役、L I E N株式会社（現 株式会社ボディコープ）社外取締役、株式会社フロンティア社外取締役、株式会社アクアネット広島社外取締役及び株式会社エムビーエス社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- 取締役杉山浩司氏は、スターティアホールディングス株式会社執行役員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- 監査役古田哲朗氏は、弁護士法人ふるた法律事務所代表弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- 監査役永野隆氏は、永野公認会計士事務所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 松村 伸也	当事業年度に開催された取締役会20回全てに出席し、投資会社の代表取締役としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 西村 信男	当事業年度に開催された取締役会20回中19回出席し、税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 前田 隆	当事業年度に開催された取締役会20回全てに出席し、上場制度に関する豊富な経験と専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 杉山 浩司	当事業年度に開催された取締役会20回全てに出席し、企業法務に関するリスク管理についての幅広い見識と豊富な経験及びニューヨーク州登録の弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 林田 貴文	当事業年度に開催された取締役会20回全て、監査役会15回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性や適正性について適切な発言を行うとともに、常勤監査役の立場から監査役会を主導し、監査役監査を実施しております。
監査役 古田 哲朗	当事業年度に開催された取締役会20回中19回、監査役会15回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 永野 隆	当事業年度に開催された取締役会20回中18回、監査役会15回中14回出席し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

V. 会計監査人の状況

(1) 名称 三優監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性及び総合的能力等を評価し、職務の執行に支障があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合又は公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(6) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

VI. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 企業統治

- ① 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程及びその他の社内規程に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督します。
- ② 取締役は取締役会の決定した職務に基づき、法令、定款、取締役会決議その他の社内規程に従い、当社の業務を執行します。
- ③ 監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、監査法人と連携して、「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査します。
- ④ 当社子会社取締役は、株主総会の決議した職務に基づき、法令、定款、株主総会決議その他の社内規程に従い、子会社の業務を執行します。

(2) コンプライアンス

当社は、「Lib Workグループ行動規範」を制定し、Lib Workグループ各社の役職員はこれを遵守します。また、コンプライアンスに関する教育・研修を実施するほか、Lib Workグループを横断的に包括する内部通報制度を整備してコンプライアンス体制の充実に努めます。当社のコンプライアンス統括部門は、Lib Workグループ全体のコンプライアンス体制を整備し、コンプライアンス活動を横断的に推進する機能を有します。又、Lib Workグループ各社と連携してLib Workグループ全体のコンプライアンスを確保する体制を構築します。

(3) 財務報告の信頼性確保

当社は、「Lib Workグループ経理方針」その他社内規程を整備するとともに、会計基準その他関連する諸法令を遵守して、Lib Workグループ全体の財務報告の信頼性を確保するための体制の充実に努めます。

また、当社の社内規則によりLib Workグループ各社の財務状況について、当社への報告を義務付けております。

(4) 内部監査

内部監査は、業務全般に関して法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手續及び内容の妥当性等について定期的実施し、代表取締役社長、管掌取締役、常勤監査役及び監査の対象となる部門の長に報告します。また、内部監査は、これにより判明した指摘事項の改善状況について、継続して実施します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報の保存・管理について、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか職務執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を、関連資料とともに

に「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理します。

また、情報の閲覧については、Lib Workグループ各社の取締役または監査役がいつでも当該会社の情報を閲覧することができる体制を整備します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、コンプライアンスリスク、情報セキュリティリスク、災害リスク、信用リスク、技術に関するリスク、その他様々なリスクを未然に防止するため、「Lib Workグループ職務権限規程」を定め、Lib Workグループ各社が事前に当社の経営層の承認を要する事項及びLib Workグループ各社から当該者への報告を求める事項等を明文化し周知徹底します。またそれらが当社取締役会に適時・適切に連絡・報告する体制を整備します。

また、リスク管理規程を整備し、不測の事態に迅速に対応できる体制の構築に努めます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会、経営会議

① 取締役会は「取締役会規程」に基づき毎月開催し、重要事項及び法定事項について意思決定を行うとともに、各取締役からその業務執行に関する報告を3ヶ月に1回以上受けることで、各取締役の職務執行状況を監督します。

② 代表取締役社長の経営統制のための協議機関として当社は経営会議を設置し、経営方針、その他経営に関する重要事項について協議するとともに、経営情報を可能な限り共有し、取締役の職務執行の効率性及び実効性の向上を図ります。

(2) 担当役員制

① 当社は、意思決定の迅速化と責任の明確化のため、取締役会の決定により、部門ごとに担当役員を定めます。

② 各担当役員の権限と責任は、取締役会で決定するもののほか、職務権限規程及び業務分掌規程により明確にし、効率的かつ透明性の高い職務の執行に努めます。

(3) 職務権限・責任の明確化

適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「業務分掌規程」、「稟議規程」等、各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図るものとし、自己の担当事業領域に関する業務目標・業務改善の達成を通じて企業価値の創出・向上に努めます。業務執行にあたって、各々の職務を遂行するに際して、自らと指揮命令関係にない他の担当役員の担当事業領域に影響を及ぼす場合には、当該取締役と協議の上、当社にとって客観的に最適な選択肢を追求することを原則とし、必要に応じて代表取締役社長の決定を仰ぐシステムを講じます。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

Lib Workグループ各社のうち監査役設置会社の監査役（以下「監査役」という。）は、当該使用人（以下「使用人」という。）に監査業務に必要な事項を指示することができるものとします。使用人は、監査役の指示のもと、自ら、あるいは、関連部門と連携して、監査の対象となる事項の調査・分析・報告を行い、必要に応じて監査役を補助します。

6. 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役求めに応じた使用人の設置

監査役が取締役から独立した監査役職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には取締役はこれに応じます。

(2) 当該使用人の取締役からの独立

監査役より、監査業務に必要な指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役の指揮命令を受けないものとします。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 会議体への出席

監査役は、取締役会のほか、経営会議、各種社内委員会、その他の重要会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧します。

(2) 取締役の報告義務

取締役は、法令が定める事項のほか、定期的に、自己の職務執行の状況を監査役に報告するものとします。

(3) 使用人による報告

使用人は、監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができます。

- ① 当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実
- ② 重大な法令又は定款違反その他不正行為に関する事実

8. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人からの監査役への通報については、法令等に従い通報内容を秘密として保持するとともに、当該通報者に対する不利益な取扱いを禁止します。

9. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に係る事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求したときは、担当部門において必要でないこと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 意見聴取の実施

監査役は、監査法人と定期的に意見交換会を開催するとともに、適宜、代表取締役社長、取締役及び重要な使用人から業務執行の状況に関する意見聴取を実施します。

(2) 内部監査の機能を有する部門と監査役との連携

内部監査の機能を有する部門は、監査役との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果及び指摘・提言事項等について協議及び意見交換をするなど、密接な情報交換及び連携を図ります。

(3) 外部専門家の起用

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、その他の外部専門家を独自に起用します。

Ⅶ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況（2021年7月1日から2022年6月30日まで）

当社では、上記に記載した内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

1. 代表取締役社長以下取締役、監査役をメンバーとした取締役会を20回開催したほか、代表取締役社長の経営統制のための協議機関である経営会議を12回開催し、営業状況やその他各業務全般の執行状況の把握を行っております。
2. 監査役、監査法人及び内部監査責任者は定期的な会合を持ち、情報の交換を行っております。

Ⅷ. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当を行う場合、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針とし、配当性向20%程度を一定の目安とし、その他手元資金、外部環境等を勘案し1株当たりの年間配当額を決定しております。当事業年度については、第1四半期末配当として1株当たり1.4円、第2四半期末配当として1株当たり1.4円、第3四半期末配当として1株当たり1.5円、第4四半期末配当として1株当たり1.5円としております。この結果、当事業年度の配当性向は29.1%です。

自己株式の取得、資本準備金の額の減少、剰余金その他の処分については、当社の財務状況等を勘案の上、資本効率の向上を目指し、適宜、適切な対応を検討してまいります。

なお、当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議により、毎年9月30日、12月31日、3月31日、6月30日を基準日として、四半期配当をすることができる」旨、定款に定めております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,444,713	流 動 負 債	3,413,284
現金及び預金	2,413,858	工事未払金	839,959
完成工事未収入金	18,083	短期借入金	1,123,050
売 掛 金	1,490	1年内償還予定の社債	100,000
未成工事支出金	462,479	1年内返済予定の長期借入金	109,000
販売用不動産	1,313,856	リ ー ス 債 務	4,667
仕掛販売用不動産	1,967,220	未払法人税等	116,383
原材料及び貯蔵品	15,247	未成工事受入金	507,366
そ の 他	252,475	株主優待引当金	77,720
固 定 資 産	1,175,868	資 産 除 去 債 務	4,900
有 形 固 定 資 産	782,082	そ の 他	530,238
建物及び構築物	600,398	固 定 負 債	806,794
車両運搬具	594	社 債	200,000
土 地	97,231	長 期 借 入 金	268,500
リ ー ス 資 産	17,089	リ ー ス 債 務	14,136
建設仮勘定	10,250	役員退職慰労引当金	95,205
そ の 他	56,518	完成工事補償引当金	64,972
無 形 固 定 資 産	98,123	株式給付引当金	32,888
の れ ん	48,284	資 産 除 去 債 務	58,465
そ の 他	49,839	そ の 他	72,626
投資その他の資産	295,662	負 債 合 計	4,220,078
投資有価証券	12,030	(純資産の部)	
繰延税金資産	99,056	株 主 資 本	3,400,502
そ の 他	190,876	資 本 金	1,014,773
貸倒引当金	△6,300	資 本 剰 余 金	901,620
資 産 合 計	7,620,581	利 益 剰 余 金	1,996,801
		自 己 株 式	△512,691
		純 資 産 合 計	3,400,502
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	7,620,581

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(自2021年7月1日 至2022年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	13,761,128
売上原価	10,457,662
売上総利益	3,303,465
販売費及び一般管理費	2,637,027
営業利益	666,438
営業外収益	
受取利息	259
受取配当金	93
受取手数料	19,045
受取保険金	11,263
助成金収入	22,140
解約金の収入	7,526
その他	7,662
	67,991
営業外費用	
支払利息	18,995
貸倒引当金繰入額	5,800
自己株式取得費用	2,155
その他	900
	27,850
経常利益	706,580
特別利益	
固定資産売却益	196
特別損失	
固定資産除却損	2,420
関係会社株式評価損	11,902
退職給付制度終了損	6,435
	20,758
税金等調整前当期純利益	686,018
法人税、住民税及び事業税	241,232
法人税等調整額	204
	241,437
当期純利益	444,581
親会社株主に帰属する当期純利益	444,581

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自2021年7月1日 至2022年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,014,773	897,523	1,676,411	△216,932	3,371,774
連結会計年度 中の変動額					
剰余金の配当			△124,191		△124,191
親会社株主に 帰属する当期純利益			444,581		444,581
自己株式の取得				△299,883	△299,883
自己株式の処分		4,096		4,124	8,221
連結会計年度 中の変動額合計	－	4,096	320,389	△295,759	28,727
当期末残高	1,014,773	901,620	1,996,801	△512,691	3,400,502

	純資産合計
当期首残高	3,371,774
連結会計年度 中の変動額	
剰余金の配当	△124,191
親会社株主に 帰属する当期純利益	444,581
自己株式の取得	△299,883
自己株式の処分	8,221
連結会計年度 中の変動額合計	28,727
当期末残高	3,400,502

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 タクエーホーム株式会社

②非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 株式会社リブサービス

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社1社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は5月31日です。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整をしております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(イ) 未成工事支出金、販売用不動産、仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(ロ) 原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

車両運搬具 2年～6年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・

リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度以降における発生見込額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき当連結会計年度末における要支給総額を計上しております。

ニ. 完成工事補償引当金

完成工事に係る契約不適合の費用及び補償サービス費用を補填するため、過去の完成工事に係る補修費等の実績を基準として算定した発生見込額を計上しております。

ホ. 株式給付引当金

当社グループの従業員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、内規に基づき従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

④その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年間で均等償却しております。

ロ. 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

ハ. 重要な収益及び費用の計上基準

(イ) 建築請負事業

一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、予想される工事原価総額に占める、各報告期間の期末日までに発生した工事原価の割合に基づいて行っております。履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積りができない工事については、原価回収基準を適用しております。なお、工期がごく短い工事については、代替的な取扱いを適用し、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(ロ) 不動産販売事業

顧客との間で締結された不動産売買契約等で明確にされている内容及び対価に基づき、物件の支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

当社グループは、従来は工事請負契約に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる工事には工事進行基準を、それ以外の工事には工事完成基準を適用しておりました。これを当連結会計年度より、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積りができない工事については、原価回収基準を適用しております。なお、期間がごく短い工事については、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。また、不動産販売事業に係る収益は、顧客との間で締結された不動産売買契約等で明確にされている内容及び対価に基づき、物件の支配が顧客に移転した時点で認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過

的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度の期首の利益剰余金及び当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、時価をもって連結貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

4. 重要な会計上の見積りに関する注記

販売用不動産、仕掛販売用不動産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

販売用不動産	1,313,856千円
仕掛販売用不動産	1,967,220千円
評価損計上額(売上原価)	6,644千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

①算出方法

当連結会計年度末における正味売却価額が取得価額よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とするとともに、その差額について売上原価に計上しております。

②主要な仮定

正味売却価額は、予定販売価格及び予定原価等を用いて算定しております。

③翌年度の連結計算書類に与える影響

市況の変化や販売の状況により正味売却価額の見直しが必要となった場合には、翌年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

- ① 宅地建物取引業法に定める手付金等の保全措置として西日本住宅産業信用保証株式会社に対して保証基金に充てるため、以下の資産を担保に供しております。

定期預金 50,000千円

- ② 1年内返済予定長期借入金70,000千円、短期借入金738,550千円に対し、以下の資産を担保に供しております。

販売用不動産 229,673千円

仕掛販売用不動産 658,950千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 309,323千円

(3) 保証債務

住宅ローン利用者に対する金融機関の融資について保証を行っております。(住宅ローン実行までの金融機関からのつなぎ融資に対する保証)

住宅ローン利用者に対する保証 318,717千円

計 318,717千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 23,292,040株

(2) 当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 1,049,973株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年8月10日 取締役会	普通株式	27,297千円	1.2円	2021年 6月30日	2021年 9月29日
2021年11月10日 取締役会	普通株式	31,640千円	1.4円	2021年 9月30日	2021年 12月6日
2022年2月10日 取締役会	普通株式	31,633千円	1.4円	2021年 12月31日	2022年 3月7日
2022年5月12日 取締役会	普通株式	33,619千円	1.5円	2022年 3月31日	2022年 6月7日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年8月9日 取締役会	普通株式	利益剰余金	33,619千円	1.5円	2022年 6月30日	2022年 9月30日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に安全性を重視した金融資産に限定しております。資金調達については主に自己資本を充当しておりますが、多額の資金を要する投資等については銀行借入や社債発行により資金を調達しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である完成工事未収入金及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、これに対しては、当社及び連結子会社の与信管理方針に沿ってリスク低減を図り、定期的なモニタリングを実施しております。

営業債務である工事未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

短期借入金、社債及び長期借入金は、運転資金の確保を目的としております。資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)に対しては、当社及び連結子会社の管理部門が資金繰計画を作成・更新し、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度の末日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表に含まれておりません((注)を参照ください。)。また、現金及び預金、売掛金、完成工事未収入金、工事未払金、短期借入金、未払法人税等については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 社 債	(300,000)	(299,929)	70
(2) 長 期 借 入 金	(377,500)	(375,154)	2,345

(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。また、社債には1年内償還予定の社債を含めており、長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額 (2022年6月30日)
投資有価証券 非上場株式	12,030
関係会社株式 非上場株式	0

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルの時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	299,929	—	299,929
長期借入金	—	375,154	—	375,154
負債計	—	675,084	—	675,084

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

社債は、元利金の合計額を同様の新規社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

売上種類別	当連結会計年度
	(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)
住宅請負	8,510,476
分譲用土地建物	4,884,398
その他顧客との契約から生じた収益(注) 1	340,077
顧客との契約から生じた収益	13,734,952
その他の収益(注) 2	26,175
外部顧客への売上高	13,761,128

(注) 1. 「その他顧客との契約から生じた収益」は、顧客からの受取手数料等であります。

2. 「その他の収益」は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入等であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4) ④ハ. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

契約負債は、主に請負契約に伴う顧客からの前受金等であり、収益を認識するにつれて取り崩しております。契約負債の期首残高は305,847千円、期末残高は606,679千円であります。当連結会計年度期首における契約負債残高は、概ね当連結会計年度の収益として認識しており、翌連結会計年度以降に繰り越される金額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はないため、残存履行義務に係る開示を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 152円89銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 19円85銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

従業員向け株式交付信託への追加抛出

(1) 概要

当社は、2022年8月9日開催の取締役会において、2019年8月20日に導入した当社従業員を対象とする従業員向け株式交付信託について以下のとおり決議し、本信託の受託者が当社株式を追加取得するための金銭の追加信託を実施いたしました。

- | | |
|---------------|---|
| ① 委託者 | : 当社 |
| ② 受託者 | : 三井住友信託銀行株式会社
(再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行) |
| ③ 受益者 | : 従業員のうち受益者要件を満たす者 |
| ④ 信託の種類 | : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託) |
| ⑤ 信託契約日 | : 2019年8月20日 |
| ⑥ 金銭を追加信託する日 | : 2022年8月18日 |
| ⑦ 信託終了日 (継続後) | : 2025年8月末日 |

(2) 本信託の受託者による当社株式取得の内容

- | | |
|--------------------|-----------------------------------|
| ① 取得する株式の種類 | : 普通株式 |
| ② 株式の取得資金として信託する金額 | : 118,000千円 |
| ③ 取得する株式の総数 | : 177,800株 (上限) |
| ④ 株式の取得時期 | : 2022年8月18日～2022年9月30日 (予定) |
| ⑤ 株式の取得方法 | : 取引所市場における取引 (立会外取引を含みます。) による取得 |

貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,658,472	流動負債	2,421,707
現金及び預金	1,932,143	工事未払金	688,745
完成工事未収金	17,280	短期借入金	384,500
売掛金	1,490	1年内償還予定の社債	100,000
未成工事支出金	457,331	1年内返済予定の長期借入金	109,000
販売用不動産	1,059,571	リース債務	4,667
仕掛販売用不動産	630,469	未払金	267,115
原材料及び貯蔵品	14,916	未払費用	115,118
前渡金	42,605	未払消費税等	15,642
前払費用	68,566	未払法人税等	56,793
その他	434,098	未成工事受入金	505,866
固定資産	1,878,810	前受り金	9,539
有形固定資産	757,116	預り金	73,501
建築物	511,258	前受り収益	7,647
構築物	71,902	株主優待引当金	77,720
車両運搬具	202	資産除去債務	4,900
工具器具備品	49,181	その他の	950
土地	97,231	固定負債	798,494
リース資産	17,089	社債	200,000
建設仮勘定	10,250	長期借入金	268,500
無形固定資産	43,811	リース債務	14,136
ソフトウェア	42,124	役員退職慰労引当金	95,205
その他	1,686	完成工事補償引当金	64,972
投資その他の資産	1,077,882	株式給付引当金	32,888
投資有価証券	12,030	資産除去債務	50,165
関係会社株式	393,585	その他の	72,626
出資金	100	負債合計	3,220,201
関係会社長期貸付金	461,000	(純資産の部)	
長期前払費用	48,948	株主資本	3,317,081
繰延税金資産	90,724	資本金	1,014,773
その他	77,793	資本剰余金	901,620
貸倒引当金	△6,300	資本準備金	897,523
資産合計	6,537,282	その他資本剰余金	4,096
		利益剰余金	1,913,379
		利益準備金	30,000
		その他利益剰余金	1,883,379
		繰越利益剰余金	1,883,379
		自己株式	△512,691
		純資産合計	3,317,081
		負債及び純資産合計	6,537,282

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自2021年7月1日 至2022年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高 完 成 工 事 高 不 動 産 売 上 高 そ の 他 売 上 高	8,441,970 1,161,866 366,216 9,970,053
売 上 原 価 完 成 工 事 原 価 不 動 産 売 上 原 価 そ の 他 売 上 原 価	6,095,189 1,113,893 14,568 7,223,650
売 上 総 利 益 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,746,402 2,267,077
営 業 外 収 益 受 取 利 息 受 取 配 当 金 受 取 手 数 料 受 取 保 険 金 助 成 金 収 入 そ の 他	5,592 92 20,746 11,263 19,000 12,237 68,933
営 業 外 費 用 支 払 利 息 社 債 利 息 自 己 株 式 取 得 費 用 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 そ の 他	7,144 871 2,155 5,800 900 16,871
経 常 利 益	531,387
特 別 損 失 固 定 資 産 除 却 損 関 係 会 社 株 式 評 価 損 退 職 給 付 制 度 終 了 損	1,749 11,902 6,435 20,087
税 引 前 当 期 純 利 益	511,299
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 法 人 税 等 調 整 額	169,110 3,085 172,196
当 期 純 利 益	339,103

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自2021年7月1日 至2022年6月30日)
(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計
当期首残高	1,014,773	897,523	—	897,523
事業年度中の 変動額				
剰余金の配当			—	
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			4,096	4,096
事業年度中の 変動額合計	—	—	4,096	4,096
当期末残高	1,014,773	897,523	4,096	901,620

	株主資本				自己株式	株主資本 合計	純資産合計
	利益剰余金			利益剰余金 合計			
	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	30,000	1,668,468	1,698,468	△216,932	3,393,831	3,393,831	
事業年度中の 変動額							
剰余金の配当		△124,191	△124,191		△124,191	△124,191	
当期純利益		339,103	339,103		339,103	339,103	
自己株式の取得				△299,883	△299,883	△299,883	
自己株式の処分				4,124	8,221	8,221	
事業年度中の 変動額合計	—	214,911	214,911	△295,759	△76,750	△76,750	
当期末残高	30,000	1,883,379	1,913,379	△512,691	3,317,081	3,317,081	

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 未成工事支出金、販売用不動産、仕掛販売用不動産
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ② 原材料及び貯蔵品
総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～50年
構築物	3年～20年
車両運搬具	2年～6年
工具器具備品	3年～20年
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
ソフトウェア 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降における発生見込額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき当事業年度末における要支給総額を計上しております。

④ 完成工事補償引当金

完成工事に係る契約不適合の費用及び補償サービス費用を補填するため、過去の完成工事に係る補修費等の実績を基準として算定した発生見込額を計上しております。

⑤ 株式給付引当金

当社の従業員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、内規に基づき従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

① 建築請負事業

一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、予想される工事原価総額に占める、各報告期間の期末日までに発生した工事原価の割合に基づいて行っております。履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積りができない工事については、原価回収基準を適用しております。なお、工期がごく短い工事については、代替的な取扱いを適用し、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② 不動産販売事業

顧客との間で締結された不動産売買契約等で明確にされている内容及び対価に基づき、物件の支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

当社は、従来は工事請負契約に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる工事には工事進行基準を、それ以外の工事には工事完成基準を適用しておりました。これを当事業年度より、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積りができない工事については、原価回収基準を適用しております。なお、期間がごく短い工事については、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。また、不動産販売事業に係る収益は、顧客との間で締結された不動産売買契約等で明確にされている内容及び対価に基づき、物件の支配が顧客に移転した時点で認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の期首の利益剰余金及び当事業年度の損益に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、時価をもって貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、計算書類に与える影響はありません。

4. 重要な会計上の見積りに関する注記

販売用不動産、仕掛販売用不動産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

販売用不動産	1,059,571千円
仕掛販売用不動産	630,469千円
評価損計上額（不動産売上原価）	5,964千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

①算出方法

当事業年度末における正味売却価額が取得価額よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とするとともに、その差額を不動産売上原価に計上しております。

②主要な仮定

正味売却価額は、予定販売価格及び予定原価等を用いて算定しております。

③翌年度の計算書類に与える影響

市況の変化や販売の状況により正味売却価額の見直しが必要となった場合には、翌年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

① 宅地建物取引業法に定める手付金等の保全措置として西日本住宅産業信用保証株式会社に対して保証基金に充てるため、以下の資産を担保に供しております。

定期預金	50,000千円
------	----------

② 1年内返済予定の長期借入金70,000千円に対し、以下の資産を担保に供しております。

販売用不動産	150,073千円
--------	-----------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 300,781千円

(3) 保証債務

① 住宅ローン利用者に対する金融機関の融資について保証を行っております。（住宅ローン実行までの金融機関からのつなぎ融資に対する保証）

住宅ローン利用者に対する保証	318,717千円
----------------	-----------

計	318,717千円
---	-----------

② 以下関係会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

タクエーホーム株式会社	738,550千円
-------------	-----------

(4) 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権	349,208千円
--------	-----------

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
仕入高	1,254千円
その他の営業取引高	6,419千円
営業取引以外の取引高	10,383千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,049,973株
------	------------

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	6,565千円
棚卸資産評価減	3,492千円
未払賞与	25,593千円
減価償却超過額	15,252千円
資産除去債務	16,772千円
完成工事補償引当金	19,790千円
役員退職慰労引当金	28,999千円
株式給付引当金	10,017千円
その他	25,390千円
繰延税金資産小計	151,875千円
評価性引当額	△47,729千円
繰延税金資産合計	104,145千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	13,421千円
繰延税金負債小計	13,421千円
繰延税金資産純額	90,724千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.1%
住民税均等割	1.9%
留保金課税	0.4%
寄附金の損金不算入額	0.1%
人材確保等促進税制による税額控除	△6.0%
評価性引当額の増減	1.7%
その他	△0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.7%

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両及び通信事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称または氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	タクエーホーム株式会社	所有 直接 100%	資金の貸付	資金の貸付 (注) 1	543,300	関係会社長期貸付金	436,000
				資金の返済	158,800	関係会社短期貸付金	348,500
			債務の保証	外部借入に対する債務保証 (注) 2	738,550	—	—

(注) 1. 貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 金融機関からの借入に対する債務保証を行っておりますが、保証料は受領しておりません。

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称または氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	瀬口力	(被所有) 12.0%	当社 代表取締役	債務 被保証	141,250	—	—

※当社の借入金の一部は、当社代表取締役個人が保証を行っております。なお、当社はこれに伴う保証料の支払は行っておりません。

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	149円14銭
(2) 1株当たり当期純利益	15円14銭

13. 重要な後発事象に関する注記

従業員向け株式交付信託への追加抛出

(1) 概要

当社は、2022年8月9日開催の取締役会において、2019年8月20日に導入した当社従業員を対象とする従業員向け株式交付信託について以下のとおり決議し、本信託の受託者が当社株式を追加取得するための金銭の追加信託を実施いたしました。

- | | |
|---------------|---|
| ① 委託者 | : 当社 |
| ② 受託者 | : 三井住友信託銀行株式会社
(再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行) |
| ③ 受益者 | : 従業員のうち受益者要件を満たす者 |
| ④ 信託の種類 | : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託) |
| ⑤ 信託契約日 | : 2019年8月20日 |
| ⑥ 金銭を追加信託する日 | : 2022年8月18日 |
| ⑦ 信託終了日 (継続後) | : 2025年8月末日 |

(2) 本信託の受託者による当社株式取得の内容

- | | |
|--------------------|-----------------------------------|
| ① 取得する株式の種類 | : 普通株式 |
| ② 株式の取得資金として信託する金額 | : 118,000千円 |
| ③ 取得する株式の総数 | : 177,800株 (上限) |
| ④ 株式の取得時期 | : 2022年8月18日～2022年9月30日 (予定) |
| ⑤ 株式の取得方法 | : 取引所市場における取引 (立会外取引を含みます。) による取得 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年8月24日

株式会社Lib Work

取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

福岡事務所

指 定 社 員 公認会計士 吉川 秀嗣
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 大神 匡
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Lib Workの2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Lib Work及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年8月24日

株式会社Lib Work

取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

福岡事務所

指 定 社 員 公認会計士 吉川 秀嗣
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 大神 匡
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Lib Workの2021年7月1日から2022年6月30日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人三優監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月29日

株式会社Lib Work 監査役会

常勤監査役 林 田 貴 文 ⑩
(社外監査役)

監査役 古 田 哲 朗 ⑩
(社外監査役)

監査役 永 野 隆 ⑩
(社外監査役)

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

現行定款第2条（目的）の変更

当社の事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に事業内容を追加するとともに、号文の新設に伴う号数の繰り下げを行うものであります。

現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除等

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う経過措置等に関する附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 建築工事の請負並びに企画、設計及び監理 （新設）</p> <p>2. 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋及び管理</p> <p>3. 不動産の投資及び再生事業</p> <p>4. ホテル・旅館等の宿泊施設の経営</p> <p>5. 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業</p> <p>6. 企業及びベンチャービジネスへの投資</p> <p>7. 不動産特定共同事業法に基づく不動産特定共同事業</p> <p>8. 土木事業</p> <p>9. 建築の設計図面販売</p>	<p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 建築工事の請負並びに企画、設計及び監理</p> <p>2. <u>土木工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事及び解体工事の請負及び施工</u></p> <p>3. 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋及び管理</p> <p>4. 不動産の投資及び再生事業</p> <p>5. ホテル・旅館等の宿泊施設の経営</p> <p>6. 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業</p> <p>7. 企業及びベンチャービジネスへの投資</p> <p>8. 不動産特定共同事業法に基づく不動産特定共同事業</p> <p>9. 土木事業</p> <p>10. 建築の設計図面販売</p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<u>10.</u> 広告代理店業	<u>11.</u> 広告代理店業
<u>11.</u> 火災保険代理店業	<u>12.</u> 火災保険代理店業
<u>12.</u> 損害保険代理店業	<u>13.</u> 損害保険代理店業
<u>13.</u> 生命保険代理店業	<u>14.</u> 生命保険代理店業
<u>14.</u> 介護保険法に基づく各種事業	<u>15.</u> 介護保険法に基づく各種事業
<u>15.</u> 老人ホーム、通所介護（デイサービス）施設、介護予防通所介護施設、短期入所生活介護（ショートステイ）施設、介護予防短期入所生活介護施設、リハビリテーション及びトレーニング施設等の経営	<u>16.</u> 老人ホーム、通所介護（デイサービス）施設、介護予防通所介護施設、短期入所生活介護（ショートステイ）施設、介護予防短期入所生活介護施設、リハビリテーション及びトレーニング施設等の経営
<u>16.</u> ホームヘルパー等人材育成及び職業能力開発のための教育事業	<u>17.</u> ホームヘルパー等人材育成及び職業能力開発のための教育事業
<u>17.</u> 老人用住宅の賃貸及び管理運営	<u>18.</u> 老人用住宅の賃貸及び管理運営
<u>18.</u> 食事の配送及び家事の援助	<u>19.</u> 食事の配送及び家事の援助
<u>19.</u> 医療器具、福祉用具、介護用品及び介護機器の販売並びにレンタル	<u>20.</u> 医療器具、福祉用具、介護用品及び介護機器の販売並びにレンタル
<u>20.</u> 暗号資産その他電磁的価値情報に関する業務	<u>21.</u> 暗号資産その他電磁的価値情報に関する業務
<u>21.</u> ブロックチェーン及びAI等の先進技術を利用したプラットフォーム、アプリケーション、各種トークン、電子認証等の企画、設計、開発、運営、管理及び提供	<u>22.</u> ブロックチェーン及びAI等の先進技術を利用したプラットフォーム、アプリケーション、各種トークン、電子認証等の企画、設計、開発、運営、管理及び提供
<u>22.</u> 3Dプリンタを用いた建築開発、施工、販売その他各種事業の企画、実施、管理、運営及び3Dプリンタによる製品・商品の製作、創作、加工、造形、印刷ならびに輸出入	<u>23.</u> 3Dプリンタを用いた建築開発、施工、販売その他各種事業の企画、実施、管理、運営及び3Dプリンタによる製品・商品の製作、創作、加工、造形、印刷ならびに輸出入
<u>23.</u> 有料職業紹介事業	<u>24.</u> 有料職業紹介事業
<u>24.</u> 情報処理サービス業、情報提供サービス業、労働者派遣事業並びに電気通信事業及びその代理業	<u>25.</u> 情報処理サービス業、情報提供サービス業、労働者派遣事業並びに電気通信事業及びその代理業
<u>25.</u> 各種会員制ビジネスの企画・運営	<u>26.</u> 各種会員制ビジネスの企画・運営
<u>26.</u> 自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営並びに電気の供給、販売等に関する事業	<u>27.</u> 自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営並びに電気の供給、販売等に関する事業
<u>27.</u> 飲食店の経営	<u>28.</u> 飲食店の経営
<u>28.</u> 食料品、珈琲豆、食堂喫茶用材料の輸入、製造、加工及び販売	<u>29.</u> 食料品、珈琲豆、食堂喫茶用材料の輸入、製造、加工及び販売
<u>29.</u> 空調設備機器、厨房設備機器、食品製造加工機、家具、什器設備、店内設備及び内装品の販売及び賃貸	<u>30.</u> 空調設備機器、厨房設備機器、食品製造加工機、家具、什器設備、店内設備及び内装品の販売及び賃貸
<u>30.</u> フランチャイズシステムによる加盟店の募集及び加盟店の指導	<u>31.</u> フランチャイズシステムによる加盟店の募集及び加盟店の指導
<u>31.</u> 衣料品、家庭用雑貨、家庭用電気製品、家具製品、化粧品、室内装飾品、神仏具、建築金物、建材、木材、度量衡器、温水器、浴槽、トイレ器具、洗面器具の小売ならびに卸売及び輸出入	<u>32.</u> 衣料品、家庭用雑貨、家庭用電気製品、家具製品、化粧品、室内装飾品、神仏具、建築金物、建材、木材、度量衡器、温水器、浴槽、トイレ器具、洗面器具の小売ならびに卸売及び輸出入
<u>32.</u> 地域開発、都市開発、環境整備に関する調査研究・企画・設計・施工・管理業務	<u>33.</u> 地域開発、都市開発、環境整備に関する調査研究・企画・設計・施工・管理業務

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 3. インターネットを利用した各種情報の提供及び異性紹介サービス業 3 4. 結婚仲介業 3 5. 各種イベントの企画及び運営 3 6. 通信販売業 3 7. 旅行業代理店業、旅行業法に基づく旅行業、ならびに旅行者者代理業 3 8. 運送業及び倉庫業に関する事業 3 9. 有価証券・債権の保有、売買及び仲介ならびに管理 4 0. 駐車場の経営 4 1. 上記各号に附帯する一切の業務及びコンサルティング業務</p>	<p>3 4. インターネットを利用した各種情報の提供及び異性紹介サービス業 3 5. 結婚仲介業 3 6. 各種イベントの企画及び運営 3 7. 通信販売業 3 8. 旅行業代理店業、旅行業法に基づく旅行業、ならびに旅行者者代理業 3 9. 運送業及び倉庫業に関する事業 4 0. 有価証券・債権の保有、売買及び仲介ならびに管理 4 1. 駐車場の経営 4 2. 上記各号に附帯する一切の業務及びコンサルティング業務</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(株主総会資料の電子提供)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則)</p>
	<p>1 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 2 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	せぐちちから 瀬口力 (1973年12月14日)	1997年8月 当社入社 当社取締役 1999年2月 当社代表取締役社長（現任） 2020年7月 タクエーホーム株式会社 代表取締役社長（現任）	2,569,900株
2	せぐちえつこ 瀬口悦子 (1953年12月2日)	1997年8月 当社常務取締役（現任） 営業部長（現任） 2014年9月 建築部管掌	2,387,317株
3	いしはししょうへい 石橋庄平 (1965年8月11日)	1989年4月 株式会社福岡銀行入行 2012年4月 同行天道支店支店長 2014年10月 同行広川支店支店長 2016年4月 同行融資統括部部長代理 2021年4月 ふくおか債権回収株式会社出向 2021年9月 取締役管理部管掌 2021年11月 取締役管理部長（現任）	一株
4	おおやましげたか 大山重敬 (1956年9月22日)	1997年8月 当社入社 当社建築部長 2017年9月 取締役建築部長 2018年4月 取締役建築部管掌 2021年7月 取締役建築部長 2022年1月 取締役建築部管掌（現任）	42,000株
5	まつむらしんや 松村伸也 (1978年4月28日)	2001年4月 日本アジア投資株式会社入社 2009年10月 同社企業開発チームゼネラルマネージャー 2013年5月 K&Pパートナーズ株式会社設立 代表取締役社長（現任） 2013年6月 当社社外取締役（現任）	一株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	にしむらのぶお西村信男 (1973年6月22日)	2000年4月 岩本俊雄税理士事務所入所 2005年7月 西村信男税理士事務所長(現任) 2015年1月 当社社外取締役(現任)	96,000株
7	まえだたかし前田隆 (1972年5月19日)	1996年7月 伊藤博税理士事務所(現 伊藤隆啓税理士事務所)入所 2000年4月 株式会社ディー・ブレイン九州(現株式会社グロースアシスト)入社 2001年6月 同社取締役コンサルティング部長 2009年8月 同社代表取締役 2009年10月 株式会社ボルコロソ社外監査役 2012年8月 株式会社エムビーエス社外監査役 2014年6月 LIEN株式会社(現株式会社ボディコープ)社外取締役(現任) 2014年9月 株式会社トライアンド設立代表取締役(現任) 2015年5月 五洋食品産業株式会社社外取締役 2016年2月 株式会社フロンティア社外取締役(現任) 2016年6月 株式会社アクアネット広島社外取締役(現任) 2016年8月 株式会社エムビーエス社外取締役(監査等委員)(現任) 2017年9月 当社社外取締役(現任)	一株
8	すぎやまひろし杉山浩司 (1979年9月26日)	2002年4月 日本銀行入行 2006年11月 Davis Polk & Wardwell入所 2016年5月 アマゾンジャパン合同会社入社 2020年9月 スターティアホールディングス株式会社執行役員(現任) 2020年9月 当社社外取締役(現任)	一株

(注) 1. 瀬口力氏及び瀬口悦子氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。

2. 瀬口悦子氏は、瀬口力氏の実母です。

3. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

4. 当社は、取締役、監査役、執行役員及び管理者の地位にある従業員(以下、「取締役等」という)を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結して

おります。当該保険契約では、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害賠償金や訴訟費用等を補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があり、これにより取締役等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

なお、保険料は全額を当社が負担しております。契約期間は1年であり、当該期間満了前に取締役会決議によりこれを更新する予定であります。

5. 松村伸也氏、西村信男氏、前田隆氏及び杉山浩司氏は、社外取締役候補者であります。
6. 社外取締役候補者である各氏の選任理由及び当社社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割は以下のとおりであります。
 - (1) 松村伸也氏
投資会社のベンチャーキャピタリストとしての豊富な経験を有しており、経営管理体制の適合性等について専門的な立場で意見・監督する観点から適任であると考え社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - (2) 西村信男氏
会社経営に関与された経験はありませんが、税理士として企業会計に精通し、様々な企業の顧問を務めており、企業経営に対する機微を有していることから適任であると考え社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - (3) 前田隆氏
長年経営コンサルタントとして活躍され、会社経営に関する豊富な見識と経験を有しており、独立した立場から取締役等の業務執行を監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待できると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - (4) 杉山浩司氏
ニューヨーク州登録の弁護士として活躍され、その後グローバルに事業を展開する外資系IT企業において、その重要な事業部門の法務責任者を歴任されております。また、現在は東証プライム上場企業の執行役員として法務・海外事業企画を管掌されているこれまでの経験から、企業法務に関するリスク管理についての幅広い見識と豊富な経験並びにグローバル企業における経営方針や事業仕組化に関する知見を有していることから適任と考え社外取締役選任をお願いするものであります。
7. 松村伸也氏、西村信男氏、前田隆氏、杉山浩司氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ9年4ヶ月、7年9ヶ月、5年、2年となります。
8. 当社は、松村伸也氏、西村信男氏、前田隆氏及び杉山浩司氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としており、松村伸也氏、西村信男氏、前田隆氏、杉山浩司氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
9. 当社は、松村伸也氏、西村信男氏、前田隆氏及び杉山浩司氏を東京証券取引所並びに福岡証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ております。松村伸也氏、西村信男氏、前田隆氏、杉山浩司氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	はやし だ たか ふみ 林 田 貴 文 (1963年12月13日)	1987年4月 九州日本電気株式会社(現 ルネ サスセミコンダクタパッケージ& テストソリューションズ株式会 社)入社 2011年4月 同社財務企画室長 2013年10月 同社経理部長 2015年8月 新日本熱学株式会社入社 2016年2月 同社内部統制グループリーダー 2017年10月 同社経営企画グループリーダー 2018年9月 当社常勤監査役(現任)	一株
2	ふる た てつ ろう 古 田 哲 朗 (1973年2月16日)	2004年2月 弁護士法人リーガル・プロ入所 2006年4月 同法人役員弁護士 2012年4月 ふるた法律事務所代表弁護士(現 任) 2014年4月 当社社外監査役(現任)	一株
3	なが の たかし 永 野 隆 (1974年4月26日)	2000年10月 新日本監査法人(現 EY新日本有 限責任監査法人)入所 2007年4月 永野公認会計士事務所長(現任) 2015年1月 当社社外監査役(現任)	一株

(注) 1. 各監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、取締役、監査役、執行役員及び管理者の地位にある従業員を被保険者(以下、「取締役等」という)として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害賠償金や訴訟費用等を補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があり、これにより取締役等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。監査役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

なお、保険料は全額を当社が負担しております。契約期間は1年であり、当該期間満了前に取締役会決議によりこれを更新する予定であります。

3. 林田貴文氏、古田哲朗氏及び永野隆氏は、社外監査役候補者であります。

4. (1) 林田貴文氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。

会社経営に関与された経験はありませんが、経理財務に関する知見及び内部統制に関する豊富な知見を有しており、経営体制の適合性等のチェック機能として適任であると考え社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (2) 古田哲朗氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。
会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として活躍され、企業法務に関するリスクについて幅広い識見と豊富な経験を有していることから適任であると考え社外監査役として選任をお願いするものであります。
 - (3) 永野隆氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。
会社経営に関与された経験はありませんが、大手監査法人で上場企業の監査を経験し、ベンチャー企業における内部管理体制の構築について幅広い識見と豊富な経験を有していることから適任であると考え社外監査役として選任をお願いするものであります。
5. 林田貴文氏、古田哲朗氏及び永野隆氏は、現在、当社の社外監査役であります。それぞれの監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって林田貴文氏が4年、古田哲朗氏が8年6ヶ月、永野隆氏が7年9ヶ月となります。
 6. 当社は、林田貴文氏、古田哲朗氏及び永野隆氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としており、林田貴文氏、古田哲朗氏及び永野隆氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
 7. 当社は、林田貴文氏、古田哲朗氏及び永野隆氏を東京証券取引所並びに福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。林田貴文氏、古田哲朗氏及び永野隆氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

以 上

<メモ欄>

株主総会会場ご案内図

- 会 場 ANAクラウンプラザホテル熊本ニュースカイ 2階 平安の間
熊本市中央区東阿弥陀寺町2番地 [TEL 096-354-2111]



- 交 通 バスをご利用の場合…「祇園橋」下車、徒歩約2分
- ・ JR熊本駅白川口(東口)より、熊本交通センター方面行バス乗車 約3分
 - ・ 熊本交通センターより、熊本駅方面行バス乗車 約6分
- 熊本市電をご利用の場合…「祇園橋」下車、徒歩約2分
- 熊本空港よりお越しの場合…空港リムジンバスで約50分、「ANAクラウンプラザホテル熊本ニュースカイ」下車

▶お願い：当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、公共交通機関のご利用をお願いいたします。

